

第50号
2006年11月

風

発行
群馬県生協連女性協議会
群馬県前橋市大手町3-19-3



2006年度視察研修会を開催

9月29日(金)

バスは予定通り出発、「チャチャチャ体操」でリラックスして、自己紹介をいたしました。「道の駅めぬま」でお昼のお楽しみお弁当を買って、目的の『荻野吟子記念館』へ。バスは渡し舟のある河川敷に駐車。土手の道を虫の大群を追い払い、おしゃべりしながら予定外の散歩です。

記念館では、観光ボランティアの方から説明を聞き、見るだけよりずっと印象強く、大変な努力で初めての女医になったことを知ることができました。



ボランティアさんが熱心に説明

次に訪れた“さきたま風土記の丘”で昼食のあと『さきたま史跡の博物館』を見学。1500年前の「金錯銘鉄剣」などの国宝に会えて感激です。そのあと『サントリー利根川工場』を見学。施設や説明に感心しました。最後に出来たてビールを試飲、ふだんは1杯しか飲めない人もお代わりしてしまうほどおいしいビールだったようです。ビールのおいしい注ぎかたも教わり良かったです。帰りのバスで聞いた皆さんの感想では、『良い企画で楽しく充実した一日でした。』『初めての参加でも生協のつながりでとけ込めました。』『林会長のお話や、しおりの内容などで“男女共同参画”を理解することができました。』『来年もぜひ参加したいです。』といった声が聞かれ、大変充実した視察研修会でした。



大型バスが進めず700m手前で待機。徒歩で行くことに。

国宝の「金錯銘鉄剣」

運営委員 岸みちよ

女性協視察研修会に参加して

日本の女医第一号、荻野吟子の記念館を訪ねる旅に参加しました。渡辺淳一の“花埋み”で吟子の存在は知っていましたが、群馬県のすぐ隣に生誕の地があったとは驚きでした。

富裕な名主の娘として生まれ、学問にも優れた吟子が幾多の困難を乗り越え、医師として、キリスト者として、理想を求めて活動する姿には感動しました。“人その友のために己の命を損(す)つるは是より大なる愛はなし(ヨハネ伝第15章第12節)”という座右の銘からは、私達の大先輩、吟子の強い思いが良く伝わってきます。

バスの中は歌ありゲームありのなごやかな雰囲気でした。ビール工場見学後は更に楽しそうな人が増え、太田で途中下車の私は、後ろ髪を引かれる思いでした。皆様ありがとうございました。

(ぐんまよつ葉生協の 平方雪子さん)

荻野吟子がより身近になりました

ふだん、毎日の生活に追われ一日があっという間に過ぎてしまうような日々ですが、今回の視察研修に誘って頂いたお陰で久しぶりに外へ眼を向けることができ、とても良い気分転換になりました。ありがとうございました。

おまけに、行き先を聞いてからとても楽しみにしていた「荻野吟子記念館」にも行けて、より身近に感じることができました。帰ってから、娘が「花埋み」を探してきてくれ、再読することができたのも嬉しかったです。土地や景色を思い出しながら読みました。

他、二ヶ所も初めて訪れた場所で、とても興味深く見学させて頂きました。

車中でのゲームや歌、手話など、うまくできなかったのですが、楽しかったです。これからも、女性協の皆さまの御健康とご活躍をお祈り申し上げます。

(コープぐんまの 宮崎伸子さん)



手話を教わって“大合唱”しました

誰もが安心して気持ちよく暮らせる社会へ

第1回女性協懇談会を開催

北毛保健生協と

9月22日(金)

女性協では、生協が社会の変化や厳しい経営状況の中で組合員の願いに応え、地域社会への責任を果たすためには、共同参画の視点を持ち経営の質を向上させる事が大切と、昨年までは『トップ懇談会』を開催してきました。2006年度は理事会決議を経てさらに具体的な取り組みが進むよう会員生協の非常勤理事さんや担当職員の方々との意見交換を計画し、9月22日に第1回『女性協懇談会』を北毛保健生協さんをお願いしました。生協強化月間を控えお忙しい中、理事長、専務さんはじめ、理事、監事、看護部長さん、組織部職員の方々が出席して下さい、職場の状況や地域で気づいたこと、また共同参画に対する考えなど多くのご意見いただきました。



各分野から参加してくださいました

女性協からは、慣習にとらわれない組合員活動や地域づくり、また職場運営などすべての取り組みに共同参画の視点を持って下さいと申し入れを行ないました。

参加した運営委員さんから、医療生協は地域のつながりを大切にしていることを知ることでもでき有意義だった、などの感想が出されました。今後、懇談会での理解をどう広げてゆかが課題であると認識し、引き続き会員生協との懇談会を進めてゆきたいと思います。北毛保健生協の皆さまお世話になりました。

会長 林かの子

共同参画の大切さを知る一歩に

懇談会では北毛保健生協からさまざまな分野で活動されている方々と意見交換をする事ができました。

- ・生協活動は女性が多いが意思決定は男性が多いこと。
- ・地域ではまだまだ女性が家事をするのが当たり前で、外での決め事は男性の役目になっていること(女性もそのほうが楽だという面もある)



- ・職場では賃金格差はないが、理事は圧倒的に男性が多く、女性が意見を言うときは遠慮がちなこと。
- ・女性が働くには育児、家事、近所付き合いなどで3倍のエネルギーが必要なことなど。

限られた時間の中で具体策を見つけるのは難しいと思いましたが、まずは皆で意見を出し合い、男女共同参画の大切さを知る一步になったと思います。 運営委員 石坂美由紀

秋晴れのもとで第14回群馬県収穫感謝祭 JAぐんま女性組織協議会と共同参加

10月21日(土)・22日(日)

JAぐんま女性組織協議会といっしょに県生協連女性協議会も例年参加していますが、私は10月21日(土)に参加しました。

JA群馬中央会の職員の女性の指導で作業もスムーズにすすめられました。『かかあ天下すいとん』は、材料はすべて県内産、しかも小麦粉は高崎うどんで有名な“きぬの波”を使い、にんじん・ねぎ(下仁田ねぎ)は会長の小池さんの畑から・・・などなどで揃えられていました。前日にJAの方々で材料の準備をして下さり感謝します。



県庁前広場はテントで埋めつくされました

直径1メートルほどもある大きなずんどう鍋に次つぎ材料(野菜)が入れられ、最後にすいとんを入れてできあがり、1杯100円で販売。大変好評で午後の早いうちに大きな鍋のすいとんが完売してしまいました。



すべて県内産の具材で作った“かかあ天下すいとん”は大好評。ニュースでも紹介されました。



皆さんから美味しいという声が聞かれとてもうれしく、また、初めてすいとんの作り方を見たり、子供に説明している若いお母さんなどいて、郷土料理の伝承にも役立っていたのですね。

初めて顔を合わせたJAの方々とも楽しくやれて、これぞぐんまのかちゃんパワーという気がしました。 運営委員 吉田寿美子

第38回群馬県生協大会は大成功でした 10月25日(水)

昨日の雨や寒さが嘘のような晴天。窓から射す陽があまりにも暑く柱の影に入りながらの受付が始まりました。生協大会実行委員さんが、毎年々いろいろな企画を考えた大会も38回になりました。今年は目標に参加人数のマンネリ克服を掲げただけにここ数年においてたくさんの参加者でした。



県総務局県民センター佐藤所長とJA群馬中央会松本副会長から祝辞をいただきました

第1部記念式典では、会員生協役職員の永年勤続表彰(15年・30年)と優良組合員表彰式が行われました。組合員表彰式に参加をしましたが、舞台上上がった時自分達のプラカードを持ち一言の活動報告が、読み上げられたことは自分達の活動を知ってもらえることができプラカードの後ろに立っていることの幸せを感じました。

第2部「博士の愛した数式」の映画は、素数・友愛数など懐かしい数式が説明されその数式が、人と人を温かな関係にして行く。とても良い映画を観ました。 運営委員 石田悦子

第1部記念式典では、会員生協役職員の永年勤続表彰(15年・30年)と優良組合員表彰式が行われました。組合員表彰式に参加をしましたが、舞台上上がった時自分達のプラカードを持ち一言の活動報告が、読み上げられたことは自分達の活動を知ってもらえることができプラカードの後ろに立っていることの幸せを感じました。



290名の参加で大成功

生協紹介

渋川市生活協同組合 で一す。

来春パル群馬と合併します

赤城・榛名の景勝にはぐくまれた、日本の真ん中、渋川市、そこで渋川市生協は32年間活動してきました。昨年3月21日よりパルシステムの商品供給が始まり、1年6ヶ月経過しました。私たちは協同の力で、心豊かでいききと暮らせる地域社会を創ります。組合員にとってかけがえのない生協をめざします。



組合員活動では、ユニセフ募金、廃油せっけんづくり、平和、環境の取り組み、大気測定調査等、実施してきました。そして2007年4月1日、生協パル群馬と渋川市生協は組織合同し、新生協としてスタートする予定です。パルシステムは「産直」と「環境」にこだわり、TVコマースでもおなじみの牛のマークの「こんせんくん」が組合員さんの食卓に美味しさと、安心をお届けしています。群馬県全域にパルシステムブランドを浸透させていきます。県内No.1、オンリーワン生協をめざします！！

知っていますか 介護保険のいろいろ

介護保険制度のQ&A

シリーズ

<群馬県べんり帳より>

Q どんな場合にサービスを受けられるのですか？

A 保険給付が必要な状況にならないとサービスは受けられません。市町村に「要介護認定」の申請をして要介護状態または要支援状態であると認定された方が介護保険によるサービスを受けることができます。

要介護状態

6ヶ月にわたり継続して常時介護を要すると見込まれる状態の方

要支援状態

6ヶ月にわたり継続して日常生活を営むのに支障があると見込まれる方

「第1号被保険者」

65歳以上の方は

介護や支援が必要であると『認定』を受けた方はサービスを利用できます。

介護が必要となった原因は問われません。

「第2号被保険者」

40～64歳の方は

介護保険で対象となる病気(右表)が原因で『要介護認定』を受けた方はサービスを利用できます。

交通事故などが原因の場合は、介護保険の対象外となります。

介護保険で対象となる病気(特定疾病)

筋萎縮性側索硬化症

後縦靭帯骨化症

骨折を伴う骨粗しょう症

多系統萎縮症

初老期における認知症

脊髄小脳変性症

脊柱管狭窄症

早老症

糖尿病性神経障害、糖

尿病性腎症および糖尿

病性網膜症

脳血管疾患

進行性核上性麻痺

大脳皮質基底核変性症

およびパーキンソン病

閉塞性動脈硬化症

関節リウマチ

慢性閉塞性肺疾患

両側の膝関節または

股関節に著しい変形を

伴う変形性関節症

がん末期

今回は、『要介護認定って何？ その仕組みは？』です